

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当（ボーナス）の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の勤務実績を勘案し、経営協議会の議を経て、学長が、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・国の給与法改正に準拠して、平成23年6月期以降に支給する期末特別手当の支給割合の改定を行った。（6月期:0.05月引下げ、12月期:0.05月引上げ）
- ・役員の退職手当及び期末特別手当の増減を行う場合は、経営協議会に諮った上で支給額を決定することとした。

理事

- ・国の給与法改正に準拠して、平成23年6月期以降に支給する期末特別手当の支給割合の改定を行った。（6月期:0.05月引下げ、12月期:0.05月引上げ）
- ・役員の退職手当及び期末特別手当の増減を行う場合は、経営協議会に諮った上で支給額を決定することとした。

理事(非常勤)

改定なし

監事

適用者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,590	千円 11,868	千円 4,230	千円 492 (単身赴任手当)			
A理事	千円 14,060	千円 10,056	千円 3,584	千円 420 (単身赴任手当)			
B理事	千円 13,689	千円 10,056	千円 3,584	千円 49 (通勤手当)			
C理事	千円 12,951	千円 8,688	千円 3,250	千円 521 (広域異動手当) 492 (単身赴任手当)		3月31日	◇
D理事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 ()		3月31日	※
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 ()			

注1:「広域異動手当」とは、転居を伴い、広域にわたる勤務箇所の異動を行った役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定された当初予算の範囲内で運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学給与規則に定める職種に応じた俸給表(国に準拠したもの)を基本として決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の能率、勤務成績に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格及び賞与における支給割合の増減を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下基準日という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。
昇給	昇給日前1年間の勤務成績に基づき決定される昇給区分に応じた号俸数を昇給させることができる。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ本学が基準としている必要経験年数を有している者を上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・国の給与法改正に準拠して、特定幹部職員及び一般職員に対し、平成23年6月期以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行った。(6月期:期末手当及び勤勉手当それぞれ0.025月引下げ、12月期:期末手当及び勤勉手当それぞれ0.025月引上げ)
- ・人事院規則の改正に準拠して、法定休日である日曜日の労働時間を月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に含めることとした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 238	歳 41.7	千円 6,701	千円 4,995	千円 70	千円 1,706
事務・技術	人 105	歳 37.0	千円 4,938	千円 3,743	千円 91	千円 1,195
教育職種 (大学教員)	人 132	歳 45.5	千円 8,113	千円 5,997	千円 54	千円 2,116
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 3	歳 65.2	千円 6,977	千円 5,402	千円 142	千円 1,575
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 9	歳 42.8	千円 5,141	千円 3,882	千円 66	千円 1,259
事務・技術	人 4	歳 47.3	千円 4,774	千円 3,654	千円 84	千円 1,120
教育職種 (大学教員)	人 5	歳 39.3	千円 5,436	千円 4,066	千円 53	千円 1,370

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 区分中「在外職員」及び「任期付職員」については、当法人において該当者がいないため省略した。

注3: 区分中の職種「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、当法人において該当者がいないため省略した。

注4: 常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5: 再任用職員の事務・技術及び教育職種(大学教員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

【年俸制適用者】

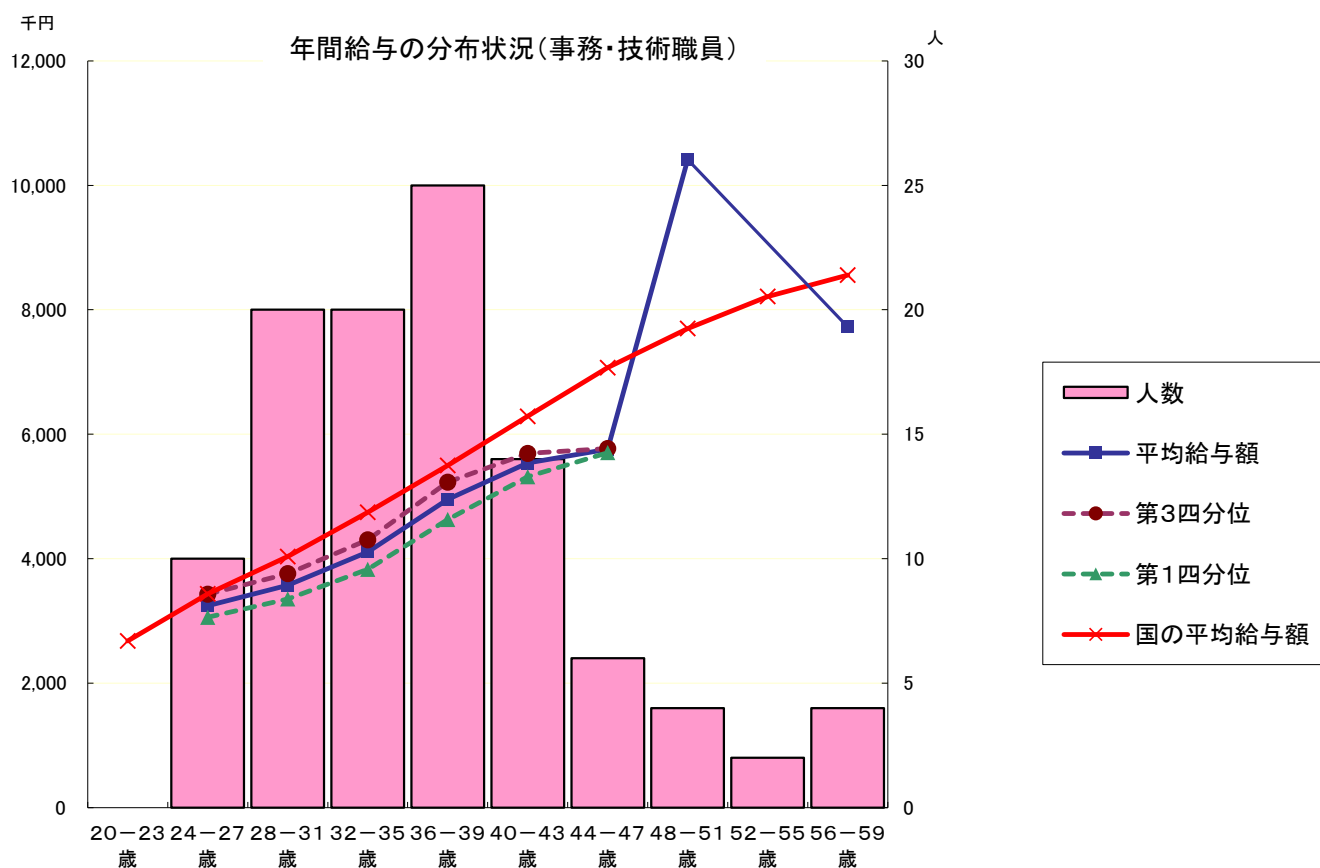
区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (特別招聘教授)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 5	歳 34.3	千円 4,644	千円 4,644	千円 0	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 5	歳 34.3	千円 4,644	千円 4,644	千円 0	千円 0

注1: 区分中の職種「事務・技術」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、当法人において該当者がいないため省略した。

注2: 再任用職員の教育職種(特別招聘教授)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢48～51歳及び56～59歳の該当者はそれぞれ4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

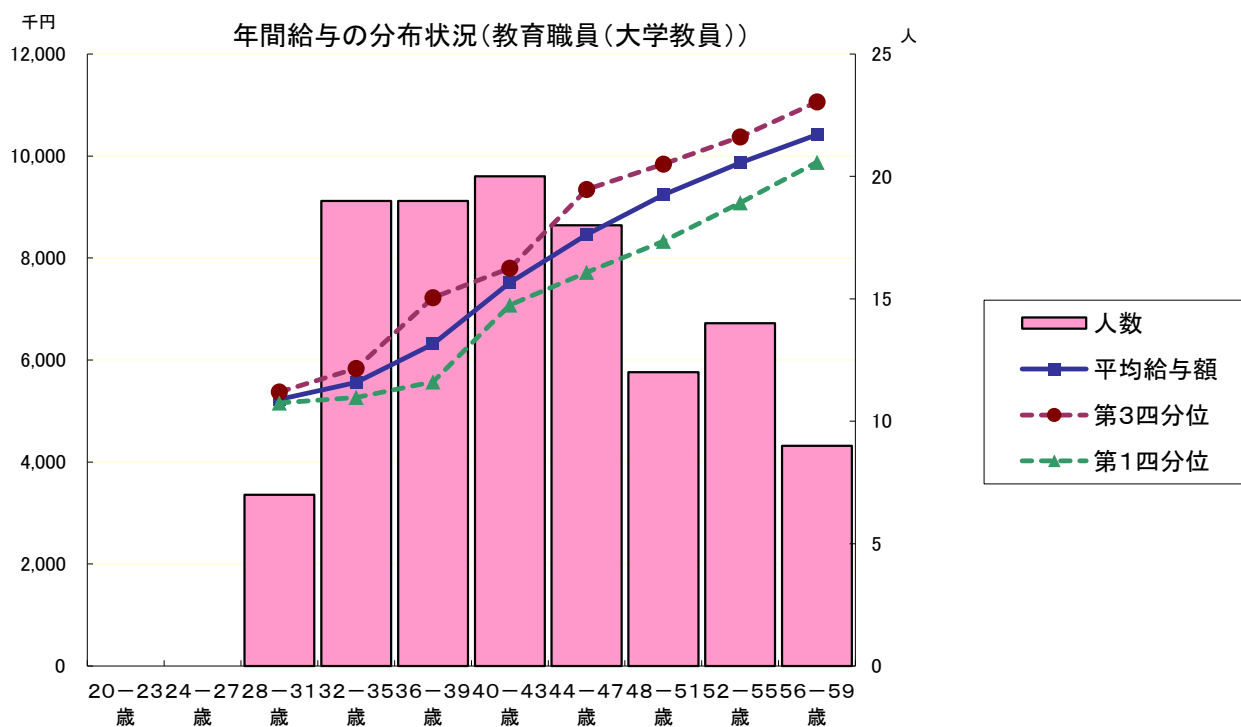
注3: 年齢52～55歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・特別学長補佐	1		—		—
・部長	1		—		—
・課長	5	55.3	8,068	8,475	8,533
・課長補佐	3	50.8	—	6,771	—
・係長	34	40.4	5,009	5,302	5,708
・主任	18	36.7	3,971	4,561	5,208
・係員	43	30.8	3,350	3,709	4,017

注1: 特別学長補佐及び部長の該当者はそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない

注2: 課長補佐の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	54	54.4	9,311	10,288	11,051
・准教授	35	43.4	7,327	7,589	7,977
・助教	43	35.9	5,347	5,644	5,847

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	課長
人員 (割合)	105人	9人 (8.6%)	37人 (35.2%)	49人 (46.7%)	2人 (1.9%)	2人 (1.9%)	4人 (3.8%)
年齢(最高 ～最低)		28～24歳	38～27歳	55～34歳			59～49歳
所定内給 与年額(最 高～最低)		2,693～2,213千円	3,471～2,368千円	4,784～3,050千円			7,770～6,092千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,559～2,923千円	4,489～3,131千円	6,343～4,080千円			10,076～8,068千円

区分		7級	8級	9級	10級
標準的な職位		企画調整役 副理事	企画調整役 副理事	特別学長補佐	
人員 (割合)		1人 (1.0%)	()%	1人 (1.0%)	()%
年齢(最高 ～最低)					
所定内給 与年額(最 高～最低)					
年間給与 額(最高～ 最低)					

注:4級、5級、7級、9級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	132人	()%	43人 (32.6%)	()%	35人 (26.5%)	54人 (40.9%)	()%
年齢(最高 ～最低)			47～29歳		59～32歳	64～39歳	
所定内給 与年額(最 高～最低)			4,849～3,654千円		6,408～4,396千円	9,148～5,718千円	
年間給与 額(最高～ 最低)			6,376～4,886千円		8,710～5,809千円	13,570～7,791千円	

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 63.5	% 62.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.8	% 36.5	% 37.1
	最高～最低	% 44.3～32.9	% 45.6～30.4	% 45.0～31.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 65.8	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 34.2	% 35.0
	最高～最低	% 43.3～31.5	% 40.5～29.7	% 41.8～30.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 64.0	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.8	% 36.0	% 35.4
	最高～最低	% 63.1～32.5	% 59.8～30.2	% 61.4～31.4

注:当法人における教育職員には、管理職員の区分なし。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

91.0

対他の国立大学法人等

101.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

98.4

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容										
指数の状況	<table> <tr> <td>対国家公務員</td><td>91.0</td></tr> <tr> <td>参考</td><td> <table> <tr> <td>地域勘案</td><td>98.7</td></tr> <tr> <td>学歴勘案</td><td>89.5</td></tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td><td>98.3</td></tr> </table> </td></tr> </table>	対国家公務員	91.0	参考	<table> <tr> <td>地域勘案</td><td>98.7</td></tr> <tr> <td>学歴勘案</td><td>89.5</td></tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td><td>98.3</td></tr> </table>	地域勘案	98.7	学歴勘案	89.5	地域・学歴勘案	98.3
対国家公務員	91.0										
参考	<table> <tr> <td>地域勘案</td><td>98.7</td></tr> <tr> <td>学歴勘案</td><td>89.5</td></tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td><td>98.3</td></tr> </table>	地域勘案	98.7	学歴勘案	89.5	地域・学歴勘案	98.3				
地域勘案	98.7										
学歴勘案	89.5										
地域・学歴勘案	98.3										
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。										
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 80% (国からの財政支出額 6,107百万円、支出予算の総額 7,648百万円：平成23年度予算) 【検証結果】 対国家公務員の法人基準年齢階層ラスパイレス指数は上記のとおり100を下回っており給与水準は適切であると考え。										
講ずる措置	国家公務員に準拠した給与としており、適切な給与水準であると考え、引き続き適切な給与水準を維持するよう努める。										

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

97.5

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,054,885	千円 1,963,841	千円 (%) 91,044 (4.6)	千円 (%) 91,044 (4.6)
退職手当支給額 (B)	千円 85,408	千円 103,456	千円 (%) △ 18,048 (△17.4)	千円 (%) △ 18,048 (△17.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 720,234	千円 859,844	千円 (%) △ 139,610 (△16.2)	千円 (%) △ 139,610 (△16.2)
福利厚生費 (D)	千円 310,317	千円 311,820	千円 (%) △ 1,503 (△0.5)	千円 (%) △ 1,503 (△0.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,170,844	千円 3,238,961	千円 (%) △ 68,117 (△2.1)	千円 (%) △ 68,117 (△2.1)

注:「非常勤役職員給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18.役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。
また、年俸制適用職員2名及び定年年齢(事務・技術職員にあっては60歳、教育職員(大学教員)にあっては65歳)を超えた職員の
人件費については、当該職員が退職金を特殊要因経費として運営費交付金から措置されない者であるため、「給与、報酬等支給
総額」に含まず、「非常勤役職員等給与」に含んでいる。

総人件費について参考となる事項

①対前年度比の増減の主な要因

最広義人件費は主に以下の理由によって対前年度比2.1%の減となったものである。

- ・給与、報酬等支給総額(A)は、前年度に比べて対象となる教員数が増加したことなどによって前年度比4.6%増となった。
- ・退職手当支給額(B)は、前年度に比べて定年退職者への支給額が減少したことなどによって前年度比17.4%減となった。
- ・非常勤役職員等給与(C)は、前年度に比べて主に外部資金等による雇用者が減少したことなどによって対前年度比16.2%減となった。
- ・福利厚生費(D)は、給与、報酬等支給総額と非常勤役職員等給与の合計額の減少による社会保険料(事業主負担分)の減少などによって前年度比0.5%減となった。

②人件費削減の取組状況

i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに人件費を概ね4%削減する(平成17年度人件費予算相当額比)。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

iii) 人件費削減の取組の進ちょく状況

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	2,983,413	2,131,250	2,113,652	2,034,552	1,975,667	1,963,841	2,054,885
人件費削減率 (%)		△ 28.6	△ 29.2	△ 31.8	△ 33.8	△ 34.2	△ 31.1
人件費削減率(補正值) (%)		△ 28.6	△ 29.9	△ 32.5	△ 32.1	△ 31.0	△ 27.7

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3:(上記)平成23年度の人件費削減率(補正值)では△27.7%という数値であるが、人勧部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では△27.9%という数値となる。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(役員)平成24年7月から実施

(職員)平成24年7月から実施